

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（県営詫間・仁尾地区中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備事業）千代地区、丸山池地区、原池地区、松兼池地区、平原地区、朝日地区、上家の浦地区）計画を平成22年1月25日変更した。

その関係書類を三豊市建設経済部農業振興課において平成22年2月9日から同年3月1日まで縦覧に供する。

平成22年2月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀